

だい かい は ち お う じ し じ ょ う が い し ゃ け い か く お よ し ょ う が い ふ く し け い か く さ く て い い い ん かい き じ ょ う ろ く
第3回八王子市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 議事要録

【日 時】 平成26年6月27日（月）10:00～12:00

【会 場】 八王子市役所 8階 802会議室

【出席者】 松井委員、塚田委員、古島委員、八町委員、土居委員、
大須賀委員、我妻委員、杉浦委員、龍崎委員、山崎委員、
須賀委員、新屋委員、恒川委員、大澤委員、匹田委員、今福委員、
小林正生委員、小林ますみ委員、今井委員

【傍聴者】 1名

1. 開会

2. 策定委員会委員の変更について

策定委員会委員の変更について、事務局から畠山委員に代わり新たに山崎委員
が委嘱された旨の報告があった。山崎委員に委嘱状が交付された。

（山崎委員）

去年の6月まで仕事の関係で山梨県に住んでいた。縁があって八王子市聴覚
障害者協会の役員になった。今までもろうの運動にもたずさわっており、その経験
をいかしていきたい。

3. アンケートの進捗状況について

アンケートの回収率について事務局から報告があった。

（龍崎委員）

視覚障害者の回収率を教えてください。

（事務局）

集計作業中のため、次回の策定委員会で報告する。

4. 八王子市障害者計画第1章「計画策定にあたって」について

事務局より、資料[計画策定の背景及び目的]に基づき説明があった。

(松井委員長)

差別禁止及び合理的配慮提供の義務付け、精神障害者の雇用義務化は「障害者の雇用の促進等に関する法律」によるものであり、障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられたのは「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」によるものだ。この2つのことが一緒になっているため、整理する必要がある。

(事務局)

文案を検討し、改めて提示する。

事務局より、「八王子ビジョン2022」における障害者施策に関して説明があった。

(山崎委員)

国は「障害者基本法」の中で手話は言語であるということをはっきりと載せている。そのことも含めて議論してもらえるとありがたい。聴覚障害者は手話通訳者がいれば、健常者と同等に社会参加することができる。

(松井委員長)

鳥取県のように手話言語条例を施行している地方公共団体もある。山崎委員の発言は八王子市でもそういった条例の制定することを期待しての発言なのか。

(山崎委員)

その通りだ。手話言語条例の制定に向けて、八王子市聴覚障害者協会が現在議論している。

(新屋委員)

平成24年の障害者調査報告書によると、障害があるためにあきらめたりでき

なかったことについて、^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者は^{しんたいしょうがいしゃ}身体障害者や^{ちてきしょうがいしゃ}知的障害者と比べても、^{くら}多く^{おお}の項目で高くなっている。^{しゅっさん}出産・^{いくじ}育児をあきらめたと^{かいとう}回答した割合は、^{ちてき}知的障害者よりも6.4ポイントも高い。^{たか}障害当事者の^{しゅっさん}出産・^{いくじ}育児について、^{はちおうじし}八王子市では^{くたいてき}具体的に何か^{なに}考えていることはあるのか。

^{じむきょく}
(事務局)

国では^こ子育て支援を^{しえん}充実させるために「^こ子ども・^こ子育て支援法」を^{せい}制定している。^{はちおうじし}八王子市でもそれに^お応じて^こ子育て支援を^{しゅっさん}充実させたいと^{おも}思っている。^{ほんさくてい}本策定委員会においても、この^{さき}先^{しょうがい}障害児への^{しゅっさん}支援や^こ子育てについて^{ぎろん}議論する^{きかい}機会があるので、^{いけん}そこでも意見を^いいただきたい。

^ど ^い ^い ^{いん}
(土居委員)

現行計画では^{だい}第1章の^{こうせい}構成について「^{けいかく}計画策定の^{もくてき}目的」「^{けいかく}計画の^{いち}位置づけ」「^{けいかく}計画の^{きかん}期間」「^{けいかく}計画の^{さくてい}策定体制」「^{けいかく}計画の^{すいしん}推進」というように5つに分けているが、^わ次期^{じき}計画では[^{けいかく}計画策定の^{はいけい}背景及び^{もくてき}目的]だけなのか。

^{じむきょく}
(事務局)

今回示した^{けいかく}[計画策定の^{はいけい}背景及び^{もくてき}目的]は、^{げんこう}現行計画の「^{けいかく}計画策定の^{もくてき}目的」にあたる部分である。「^{けいかく}計画の^{いち}位置づけ」「^{けいかく}計画の^{きかん}期間」「^{けいかく}計画の^{さくてい}策定体制」「^{けいかく}計画の^{すいしん}推進」については、^{こんごてい}今後提示したい。

^ど ^い ^い ^{いん}
(土居委員)

現行計画では「^{はちおうじし}八王子市^{しょうがいしゃ}障害者計画」と「^{はちおうじし}八王子市^{しょうがいふく}障害福祉計画」をあわせて「^{しゃかいさんか}社会参加支援プランはちおうじ」という^{めいしやう}名称になっている。しかし「^{しゃかいさんか}社会参加支援プランはちおうじ」という^{めいしやう}名称が^{しんとう}浸透しているとはいえない。^{たし}他市では「^{しょうがいしゃ}障害者総合計画」という^い言い方をしているところもある。その^{かた}ほうがわかりやすいのではないか。「^{しょうがいしゃ}障害者計画」と「^{しょうがいふく}障害福祉計画」を^{そうごう}総合的な計画として^{けいかく}位置づけているということがわかるように、^{めいしやう}名称や^{しみん}市民への^{しゅうち}周知について^{くふう}工夫が^{ひつよう}必要である。

^{じむきょく}
(事務局)

めいしょう こんごぎろん
名称については今後議論していただきたい。

5. 八王子市障害者計画第3章「基本目標・基本方針・施策の体系」について

じむきょく はちおうじししょうがいしゃけいかくだい しょう きほんもくひょう きほんほうしん しさく たいけい
事務局より、八王子市障害者計画第3章「1. 基本目標」について説明があ
った。

こはやし いいん
(小林ますみ委員)

きほんもくひょう にかぞく もんごん ついか おも しょうがい
基本目標に「その家族」という文言が追加されたことはよいと思う。障害
当事者が主体的に選択することを強調するために、「社会参加」の前に「主体的
に」という文言が入るとよりよくなるのではないか。

やまざきいいん
(山崎委員)

けつていけん も しょうがいとうじしゃ かんが かた きほん かぞく
決定権を持つのは障害当事者であるという考え方を基本にしてほしい。家族
が決定するのではなく、障害者本人が決定した上で家族に理解してもらおうという
考え方で進めてほしい。

つかだふくいんちよう
(塚田副委員長)

かぞく しえん だいじ しょうがいとうじしゃ かぞく どうれつ
家族への支援も大事だが、障害当事者と家族が同列になってしまうのはよくな
い。実際の相談の場面において、家族の意見のほうが強く、障害者本人の意見が
後回しになってしまうことが多い。家族への支援については基本指針に入れるの
ではなく、具体的な施策で示したほうがよい。

すぎうらいん
(杉浦委員)

かぞく たいせつ こ ころ しょうがい も せいかつ かた
家族のバックアップも大切だが、子どもの頃から障害を持って生活している方
だと、仮に成人した後でも家族と離れて自分で生活を組み立てるということが
苦手な方がかなりいる。また、自己決定に困難を抱えている方というのは、自分の
意見だと公には出しているけど、どうしても家族の意向が多分に入ってしまうこ
とが多い。最終判断は障害者本人がするというニュアンスを入れてほしい。

あがつまいん
(我妻委員)

ちてきしょうがいしゃ にゅうしょせつ えんちよう たちば はつげん しせつりようしゃ
知的障害者の入所施設の園長としての立場から発言すると、施設利用者の

ちいきいこう かんが とき かぞく にゅうしょせつ あんしん ほんにん のぞ
地域移行を 考 える 時 に、 家 族 と し て は 入 所 施 設 が 安 心 な の で 本 人 が 望 む か ど う
か と は 別 に、 ちいきせいかつ せつつ はんだい かた かぞく しえん
か と は 別 に、 地 域 生 活 で は な く 施 設 に い て ほ し い と 反 対 す る 方 が い る。 家 族 の 支 援
が 大 事 だ と い う こ と を 否 定 す る わ け で は な い が、 しょうがいしゃほんにん じりつ しゃかいさんか
が 大 事 だ と い う こ と を 否 定 す る わ け で は な い が、 障 害 者 本 人 の 自 立 と 社 会 参 加 と
い う こ と を 基 本 で は 書 く べ き だ。 家 族 と セ ッ ト で と い う 理 解 が 世 間 一 般 で は さ れ
が ち で あ る た め、 こ こ で は あ え て 「そ の 家 族」と い う 文 言 は 削 っ た ほ う が よ い と
しゅちょう
主 張 す る。

しんやいいん (新屋委員)

せいしんしょうがいしゃ じ こけつてい もんだい おも わたし
精 神 障 害 者 の 自 己 決 定 に つ い て は、 問 題 に な っ て い る と こ ろ だ と 思 う。 私 の
いけん じぶん はんだん めん かぞく はんだん
意 見 と し て、 自 分 で は 判 断 で き な か っ た り す る 面 も あ る た め、 家 族 が 判 断 し て く
れ る ほ う が あ り が た く、 む し ろ こころづよ さいしゅうてき せんたく
む し ろ 心 強 か っ た り も す る。 最 終 的 に 選 択 す る の は
しょうがいとうじしゃ じっかん しゅたいてき たと
障 害 当 事 者 で あ る と い う こ と も 実 感 す る し、 主 体 的 に と い う の も よ く わ か る。 例
え ば 「共 に」と い っ た 言 葉 を 入 れ た ら よ い の で は な い か。

はちちやういいん (八町委員)

きほんもくひょう かぞく い ひつよう しょうがいしゃほんにん しゅたい
基 本 目 標 に は 「家 族」 は 入 れ る 必 要 は な く、 障 害 者 本 人 が 主 体 で あ り、 そ の
かぞくしえん かぞくしえん ぐたいてき しさく きさい
た め に 家 族 支 援 が あ る の で あ っ て、 家 族 支 援 に つ い て は 具 体 的 な 施 策 に 記 載 す べ
き だ と 思 う。

どいいいん (土居委員)

かぞく たい しえん たいせつ しさく もくひょう おも きほんもくひょう へいれつ い
家 族 に 対 す る 支 援 は 大 切 な 施 策 の 目 標 だ と 思 う が、 基 本 目 標 で 並 列 に 入 れ る
い う こ と は 誤 解 を 招 く 可 能 性 が 高 い。 ど ち ら が 主 体 で あ る の か わ か ら な く な っ
ごかい まね か の う せ い たか しゅたい
て し ま う た め 不 適 当 で あ る。 家 族 の 意 向 と 障 害 者 本 人 の 意 向 が 違 っ た 場 合、 大 事
ふてきとう かぞく いこう しょうがいしゃほんにん いこう ちが ばあい だいじ
な の は 障 害 者 本 人 の 意 向 で あ る と い う こ と を、 は っ き り 示 し て い か な け れ ば な ら
し め
な い。

おおすかいいん (大須賀委員)

りねん はちおうじし じったい かぞく たい しえん
理 念 と し て は わ か る が、 八 王 子 市 の 実 態 と し て、 か つ て は 家 族 に 対 す る 支 援 そ
の も の が な か っ た と い う こ と が あ る。「す べ て の 障 害 者 と そ の 家 族 が、 必 要 な 支 援
しょうがいしゃ かぞく ひつよう しえん
を 受 け」と い う と こ ろ ま で は 必 要 で は な い か。 そ の 後 「障 害 者 が 主 体 的 に 社 会 参 加
う ひつよう しょうがいしゃ しゅたいてき しゃかいさんか
し」と い よ う に つ づ け る の が よ い の で は な い か。 必 要 な 支 援 は 両 立 し な い と、 家 庭
ひつよう しえん りょうりつ かてい

ほうかい しょうがいしゃ せうごう しょうがいしゃ ばあい しえん う
崩壊してしまう家族がたくさんいる。50代ぐらいの障害者の場合、支援すら受け
ておらず、80代の腰の曲がった母親が介護しているという現実が、八王子市内で
も相談を受けているといっぱいある。

そうだんいん きほん しょうがいとうじしゃ いこう だいいち かんが せうごう
相談員としては、基本は障害当事者の意向を第一に考えている。しかし、家族
が疲労しきっており困っているという現実において、支援の入り口としては家族
に対する支援かもしれないが、間接的に障害者本人への支援にもなり、それが
さいしゅうてき しょうがいしゃほんにん じりつ む
最終的に障害者本人の自立に向かっていく。そのプロセスを大事にしないと、
50代の障害者の方でも本人は他人の介護を拒否して、親からの介護を望むとい
う現実が現に存在する。それは小さいときから地域支援などの経験がなかったと
いうことであり、これからの障害者は違うかもしれない。

こそだ ちゅう ははおや ひつよう しえん う ほか
子育て中の母親も必要な支援を受けられれば、他のきょうだいにも優しくなれ
る。障害者の方に母親が集中してしまい、他のきょうだいが放っておかれてし
まうのが現実だ。そういった支援の不備を考えると、「すべての障害者とその
家族が必要な支援を受け」という部分は大事にしてほしい。

ふるはたいいん (古畠委員)

しょうがいしゃけいかく しょうがいじ しょうがいしゃけいかく
「障害者計画」となっているが「障害児・障害者計画」としてほしい、とい
う家族もいる。「すべての障害者とその家族が必要な支援を受け」まででセンテ
ンスを切るようにすればよいのではないか。

やまざきいん (山崎委員)

しょうがいとうじしゃ たちば じょうほう はい
障害当事者の立場としては、いろいろな情報がなかなか入ってこないため、
しゅわつうやくしゃ ほんだん でき ばあい
手話通訳者がいてもなかなか判断が出来ない場合がある。そういった場合には、
せんもんてき そうだんしえん う けってい だいじ おも
専門的な相談支援を受けながら決定していくということが大事だと思う。

こばやし いいん (小林ますみ委員)

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ようごしゃ たい しえん ちんごん はい いくじ
障害者虐待防止法でも、養護者に対する支援という文言が入っている。育児
相談だったり、親が高齢になっていたりといった相談が現実にある。家族という
ちんごん はい
文言が入っていたほうがよい。

つかたふくいいんちよう (塚田副委員長)

家族にも必要な支援があるということに異論はないと思うが、眼目に持つてくるかということで違いがある。家族の意向で障害者本人の意向が通らないという相談も当然ある。第一義的には障害者本人の施策ということがわかる文言にしてほしい。そんなことをいったら、必要な支援は家族だけではない。

(新屋委員)

障害当事者への支援と、その家族への支援を別々のものだと考えるという概念はあまりなかった。

(匹田委員)

現場で障害者の方と接触していて、個別の家族や障害者の方に思い入れが強いいため、何とかしてあげたいということで意見が出ているということはわかる。残念ながら私は障害者の方に直接接触合っていないが、すべての障害者の方に共通のものをまず基本目標としてつくろうというものが、この策定委員会だと思う。そこであまりにも現場のあの方を助けたい、この方を助けたいという意見が出ると、どちらもとれなくなってしまうという。おそらく八王子市が基本計画に基づいて実施する時に、個別の家族、個別の障害の程度、それでしっかりと支援するような方策はその時にとられるのではないかと。皆さんの意見を表明する場というのはその時にできるかもしれない。ここでは障害者自身、一個の独立した人格であるし権利を持つ方であるから、障害の程度がいろいろあるにしても、その方を主人公にしないといけないのではないかと。家族はそれを助ける方、皆さんもそれを助ける方ということで、それぞれ立場が違う。一番上にあるのが障害者自身であり、その方がどうあるべきか、ということで計画を立てたらよいのではないかと。

(事務局)

障害児を支援するための家族の支援が今問題になっている。「その家族」という文言を入れた意図は、そういった背景を踏まえて提案した。本委員会での意見を受け、事務局として再度検討するということで、松井委員長と事務局との調整で預からせてほしい。

ど いいいん
(土居委員)

当事者支援と家族支援の両方が必要だという認識は、皆異なると思う。
障害当事者と家族の意向が違った時に、私たちはまずどちらを尊重するのかと
いうところで、障害者といいながら実態としては家族の意向が強いという事例を
見てきた。そういった事例を踏まえると、基本目標に「その家族」という文言を
入れることは不相当である。高齢の障害者の問題として、母親が80歳になっ
ても、他人の介助を拒否して母親の介助を受けたいと主張する事例が述べられてい
たが、確かにそれも家族の意向と障害者本人の意向が違ふということだが、それ
で高齢の母親に介助をしてください、ということが当事者主体ということではな
いと思う。

あがつまいん
(我妻委員)

重度の知的障害の入所施設で利用者を見ていて思うのは、高齢になっても
母親の介護を求める状態に至らせてしまったことこそが、今までの施策の問題で
あるということだ。家族介護に依存してしまっていたことを反省する意味でも、
基本は障害者本人の支援でいくべきだ。そうしないと何処までいっても家族にみ
てもらうのが幸せだという古い意識のままだ。家族が安心だからといって、家族
がみられなくなったら入所施設、というこの二者択一しかなかったということが
問題なので、ここで家族を入れたら基本目標としては間違ったことになってしま
う。

はっちょういん
(八町委員)

あえて「家族」という文言を入れないと、家族への支援がなかったということ
自体が問題なのだ。ここで家族への支援が大きな問題だという意識が共有できれ
ば、家族支援を具体的な施策として計画の中に盛り込んでいけばよい。「すべての
障害者が必要な支援を」という中には家族支援も含まれるというように読むと、
基本の目標とか理念的なものであるので、ここは障害者がということにおくべ
きだ。

じむきょく
(事務局)

「その家族」という文言を削るということで納得いただければ、そのような

修正にしたい。

<休憩>

事務局より、八王子市障害者計画第3章「2. 基本方針」の1段落目について説明があった。

(新屋委員)

健全者だから障害者だからといわれることが多いため、「障害の種別と程度にかかわらず、すべての障害者が」というところに「健全者であるか障害者であるかにかかわらず」という文言を入れたらよいのではないか。精神障害において、差別というものは重いらしく、例えば市役所においても差別を受けたりすることもあるらしいし、精神障害者であるからといわれて普通の病院で治療を受けられない状況があったりするらしい。

(匹田委員)

公の場で基本計画を策定するにあたって、「らしい」だとか「あるらしいです」だとかそういったことで議論をしないでほしい。批判するわけではないが、公の場なのでよく考えて発言してほしい。少なくとも我社では精神障害者の方を差別していない。

(新屋委員)

しかしながら、障害者に対する差別をしている会社もある。

(匹田委員)

例外を一般化するような議論にはあまりしたくない。

(松井委員長)

基本目標では「その家族」という文言を削ったが、基本方針でも「その家族」という文言は外すという整理でよいか。

あがつまいいん
(我妻委員)

「すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく」という部分で、健全者も障害のある人も区別なくということが入っていると思う。現行計画の表現に比べても「障害の種別と程度にかかわらず」というかたちでまとめたことで、冷静に受け止めていけるという意味でも、今回のこの表現でよいと思う。

やまざきいいん
(山崎委員)

「障害の有無によって分け隔てられることなく」という言葉に引っかかる部分がある。この文章だと今まで、障害のある人とない人を分けていたという感じがする。

まついいいんちよう
(松井委員長)

この部分については、障害者基本法でこのような表現を使っているため、それを踏まえてこのような表現を使っている。

しんやいいいん
(新屋委員)

例えば健全者であっても、怪我をしたりすることもあつたらう。障害者だとか健全者だとかという分け方は何か間違っている。何が障害か健全かというのは主観になってしまっている。自分たちが障害だと思っている人たちを障害者としている感じがする。

まついいいんちよう
(松井委員長)

日本では法律で障害とは何か規定されているため、その規定された人でないと必要なサービスを受けることは出来ない。そこは曖昧ではない。

どいいいいん
(土居委員)

日本は手帳がないと障害者とは認められていない。現行計画の表現は、法の隙間にある人も含めて支援が必要なのだ、というニュアンスが感じられる。逆に今回の事務局案では、法で定めた種別と程度という障害程度区分や三障害というように、事務的な感じを受ける。現状の法体系を前提とするならば事務局案でよいが、日本の手帳制度等については疑問があるため、事務局案の表現だとこぼ

れ落ちるものがある気もする。

まついいいんちよう
(松井委員長)

国連で障害者権利条約の議論した時、障害というものを定義するべきかどうかということに基本的に議論があった。しかし定義しなければ、誰が対象となるのかということが明確にならない、ということでもどこかで整理せざるを得ない。障害の考え方について、非常に幅広い考え方をするという必要性はある。

じむきょく はちおうじししょうがいしゃけいかくだい しょう きほんほうしん だんらくめ
事務局より、八王子市障害者計画第3章「2. 基本方針」の2段落目について説明があった。

すがいいいん
(須賀委員)

「日常生活のさまざまな場面において」の部分を「すべての福祉サービスをはじめ、日常生活のさまざまな場面において」としたほうがよいのではないか。

こばやし いいいん
(小林ますみ委員)

これから地域移行していくうえで、福祉サービスのシステム化が大事だと思う。そのため、基本方針の中に「福祉サービス」という文言を残したほうがよいのではないか。

どいいいん
(土居委員)

「障害者自らが選択及び判断をしていくことを基本とし」とうたううえで、意思決定支援についても入れる必要がある。

つかだふくいいいんちよう
(塚田副委員長)

「必要に応じて支援を受けつつ」という部分で全部含まれるといえは含まれるのだが、意思決定支援は重要な部分であるため、言葉として入れたほうがよい。

あがつまいいん
(我妻委員)

現行計画の文言から今回の事務局案に変わり、よりよくなったと思う。自己決定、自己選択の前段のプロセスでも支援が必要な方はいる。「障害者自らが

必要に^{ひつよう}応じて^{おう}支援^{しえん}を受けつつ、^{せんたく}選択^{およ}及び^{はんだん}判断^{して}いく」としたらよいのではない
か。

こばやし いじん
(小林ますみ委員)

高齢者^{こうれいしゃ}の方^{かた}だとケアマネジャーがいるが、障害者^{しょうがいしゃ}にはそれが^{ない}ため、福祉サ
ービスをつなげる人^{ひと}が必要^{ひつよう}だという意味^いで何が^なうまい言葉^{ことば}があれば^い入れた方^{かた}がよ
い。

じむきょく
(事務局)

「福祉サービス」という文言^{もんごん}を抜いた意図^いは、「福祉サービス」という文言^{もんごん}を入
れると、福祉サービスに^{げんてい}限定^{して}しまうようなイメージ^がでてしまうためだ。福祉
サービスは^{たし}確かに^{じゅうよう}重要^だが、支援^{しえん}とは福祉サービス^{ふくし}だけでなく、^{たと}例えば^{さいがい}災害^{があ}
った時^{とき}に地域^{ちいき}の方^{かた}との協^{きょうりょく}力^もなども支援^{しえん}に含ま^{ふく}れる。

「必要^{ひつよう}に^{おう}応じて^{しえん}支援^を受けつつ」という文言^{もんごん}をこの位置^いに設^{もう}けた意図^いは、「選^{せん}択^{たく}
及^{およ}び^{はんだん}判断^{して}いく」ということにも支援^{しえん}が必要^{ひつよう}な方^{ほう}もいるかもしれないし、また
主体的^{しゅたいてき}な生活^{せいかつ}をおくるためにも支援^{しえん}を必要^{ひつよう}とする人^{ひと}がいるかもしれないとい
うこと^{から}、この位置^いに置^おいた。

やまざき いじん
(山崎委員)

たしかに「福祉サービス」という文言^{もんごん}を入れると幅^{はば}が狭^{せま}くなる。手帳^{てちょう}を持^も
ていない方^{かた}も含^{ふく}めて支援^{しえん}していきたいという考^{かんが}え方^{かた}が^でていると思^{おも}うのでよいと
思^{おも}う。

あがつまいじん
(我妻委員)

趣旨^{しゆし}としては当初^{とうしよ}の原案^{げんあん}で読^よみ込^こみは可能^{かのう}ではないかと思^{おも}う。

事務局^{じむきょく}より、八王子市^{はちおうじ}障害者^{じししょうがいしゃ}計画^{けいかく}第3章^{だい}「2. 基本^{きほん}方針^{ほうしん}」の2段落^{だんらくめ}目^めにつ
いて説明^{せつめい}があった。

すぎうらいじん
(杉浦委員)

これまでの段落^{だんらく}で「障害者^{しょうがいしゃ}自^{みずか}ら」など障害者^{しょうがいしゃ}という表現^{ひょうげん}を使^{つか}っていたため、

ここでも単に「当事者」という表現ではなく「障害をもつ当事者」としたほうが一般の方にも分かりやすいのではないか。

(須賀委員)

「市民協働」という文言も分かりやすく説明できるような文章にしてほしい。

(新屋委員)

市民協働というのはニュアンスとしては、例えばそれぞれ自分出来ることをやっていくということによいのか。

(事務局)

「当事者」の表現は修正する。事務局が想定する「市民協働」とは、ここではそれぞれの出来ることをするということに加えて、お互い協力し合って「地域福祉」の実現を目指していくということだ。わかりやすい表現については検討する。

事務局より、八王子市障害者計画第3章「2. 基本方針」の3段落目について説明があった。

(土居委員)

障害者自立支援法など、国としても大きな課題として病院や施設から地域への移行ということを考えている。現行計画ではそういったことを踏まえて、あえて基本方針に「病院や施設から」という文言を入れているのだと思う。八王子市では、既に地域で暮らしている方が病院や施設に行かないで、継続して地域で暮らしていけるよう、自立支援協議会のなかに地域移行・継続支援部会を立ち上げているので、事務局案で全部含まれているといえはそうなのだが、そう読み込むことが出来るのかどうか意見を聞きたい。

(事務局)

事務局の意図としては、基本方針では、地域移行される方既に地域で暮らしている方を広くとらえた表現を使い、具体的な取り組みについては、分野別の部分

でふれたいと^{かんが}考えている。

（^{りゅうざきいん}龍崎委員）

ほとんどの^{しかくしょうがいしゃ}視覚障害者は、^{しゃかいさんか}社会参加するためには^{ふくし}福祉サービスのガイドヘルパーと共に^{ともさんか}参加する必要があるというのが^{げんじょう}現状だ。「^{ちいき}地域で^{ささ}ともに支えあって^{せいかつ}生活するための^{しくみづくり}しくみづくり」という^{もんごん}文言は、^{ふくし}福祉サービスだけではなく、^{ちいき}地域のボランティア^{かつどう}活動などの^{しくみづくり}しくみづくりも^{ふく}含まれる^{ひょうげん}表現なのか。

（^{じむきょく}事務局）

そういった^{いみあ}意味合いも^{ふく}含めての^{ひょうげん}表現になっている。

^{じむきょく}事務局より、^{はちおうじししょうがいしゃけいかくだい}八王子市障害者計画第3章「^{しょう}2. 基本方針」の^{きほんほうしん}分野^{ぶんや}①について^{せつめい}説明があった。

（^{おおすかいいん}大須賀委員）

八王子市では^{はちおうじし}小児・^{しょうがい}障害^{せいしんかい}メディカルセンターはあるものの、^{せいしんかい}精神科医がない。^{はったつしょうがい}発達障害を^{はんだん}判断することができる「^{しょうがい}障害の^{そうきはっけん}早期発見・^{そうきりょういくたいせい}早期療育体制の^{せいび}整備」はできていない。こういった^{じょうきょう}状況を^ふ踏まえると、「^{そくしん}促進」という^{まえ}前にまだ「^{たいせい}体制の^{せいび}整備」が^{ひつよう}必要なのではないか。^{せいしんかい}精神科医がないと^{はったつしょうがい}発達障害は^{はんだん}判断できないため、^{そうきりょういく}早期療育につながらない。それを^{しんけいしょういにか}神経小児科の^{せんせい}先生がやっていると^{げんじょう}現状があり、^{しんけいしょういにか}神経小児科の^{たいしょう}対象となる方が^{かた}あふれているのが八王子市の^{げんじょう}現状だ。

（^{しんやいいん}新屋委員）

^{そうきはっけん}早期発見・^{そうきりょういく}早期療育とあるが、^う生まれる^{まえ}前の^{ひつよう}ケアも必要なのではないか。

（^{どいいいん}土居委員）

「^{せいび}整備」という^{もんごん}文言は、^{ぎょうせい}行政で^{つか}使う場合^{ばあい}どういった^{いみ}意味なのか。^{せっち}設置するといった^{いみ}意味なのか、^{すこ}もう少し^{ひろ}広い^{いみ}意味なのか。^{せっち}設置をするという^{いみ}意味であるなら、^{しょうい}小児・^{しょうがい}障害^{そうきはっけん}メディカルセンターがあるということで「^{そうきはっけん}早期発見・^{そうきりょういく}早期療育の^{そくしん}促進」でも^{おも}よいのではないかと思う。

^{みだ}見出しの「^{ちいきせいかつ}地域生活への^{いこう}移行と^{じりつ}自立した^く暮らしを^{しえん}支援する^{かんきょう}環境の^{せいび}整備」につい

て、^{じゅんばん}順番としては^{ちいきいこう}地域移行があって^{じりつ}自立した暮らしではなく、^{じりつ}自立した暮らしがまずあって、その^ご後に^{げんじょう}現状として^{ちいき}地域で暮らせていない方への^{かた}移行支援^{いこうしえん}が来るのではないか。^{げんこうけいかく}現行計画でもそうになっている。また、ここでの「整備」の意味についても^{せつめい}説明してほしい。

^{じむきょく}
(事務局)

「^{かんきょう}環境の^{せいび}整備」はハード^{めん}面で^{せっち}設置するということだけではなく、^{じぎょう}事業を^{すいしん}推進していく、^{たいせい}体制を^{とどの}整えていく、といった^{ひろ}広い意味で^{つか}使っている。生まれる^{まえ}前のケアについては、^{しょうがい}障害の^{そうきはっけん}早期発見のところに^{ふく}含まれると^{かんが}考えている。

^{しんやいいん}
(新屋委員)

^{しょうがい}障害の^{そうきはっけん}早期発見・^{そうきりょういく}早期療育よりも、もっと^{こんぽんてき}根本的に^{かんが}考えないといけないことがあるのではないか。

^{つかだふくいんちやう}
(塚田副委員長)

^{しょうがい}障害の^{りかい}理解や^{けんりてき}権利的な^{しさく}施策についてはこの^{あと}後に出てくるため、ここで^いあえて入れなくてもよいのではないか。

^{はちやういいん}
(八町委員)

「^{グループホーム}グループホームや^{しょうがいしやようじゅうたく}障害者用住宅」とあるが、^{しょうがいしやようじゅうたく}障害者用住宅は^{こうえいじゅうたく}公営住宅を^{そうてい}想定しているのではないかと思う。^{おも}少しの^{すこ}支援や^{しえん}理解が^{りかい}得られれば、^え一般の^{いっばん}民間の^{ちんたいじゅうたく}賃貸住宅で^{せいかつ}生活ができる^{しょうがいしや}障害者の方も^{かた}とても多い。そういったことを^{おお}考えると、^{かんが}制度とか^{せいど}箱物ではない^{はこもの}部分に^{ぶぶん}まで^{ひろ}広げた^と取り組みを進める、といったことを^{すす}加えてほしい。

^{こばやし}
(小林ますみ委員)

^{こうれいしや}高齢者の^{かいごぶんや}介護分野では、^{じぎょうしょ}いろいろな^{じぶん}事業所の^{えら}サービスを自分で^{こうれいしや}選び、^{こうれいしや}高齢者が^{どっきよ}独居できるようになっている。^{しょうがいしや}障害者でもそういったシステムをつくって^{いけた}いたら、もっと^{ちいきいこう}地域移行しやすくなるのではないか。そういったところも^{ふく}含めて、^し市で^{かんが}考えてほしい。

はっちょういいん
(八町委員)

民間の賃貸住宅へ入居しやすくなるような施策が必要だ。障害を理由にアパートの契約を断られるケースはものすごく多いと思う。障害をもっているところでも生活できるということも、住まいの確保という点では大事なのではないか。障害者向けのグループホームや障害者用住宅だけではない、一般の部分にも広げた施策や計画を考えてほしい。

すぎうらいいん
(杉浦委員)

民間の賃貸住宅をバリアフリーに改造して生活しているが、たしかにハード面では公営住宅のレベルがよいと思う。しかし、障害者用住宅として公共が整備するものだと、そこに囲われてしまうというか、場所が限られてしまい、住みたいところに住むことができない。地域生活で、近所づきあいや買い物だとか利便性だとか、周りの方との繋がりを大事にしたい。公営住宅の整備が必要な反面、自分の選んだ地域で暮らしていけるような計画が必要なのではないか。

しんやいいん
(新屋委員)

今問題となっている病棟転換型居住系施設のように、結局病院に囲い込まれてしまい、病院の外に居住施設をつくれないう現実がある。精神障害者において病院の存在は大きく、病院から抜け出せないから問題が解決しない。

つかだふくいんちよう
(塚田副委員長)

病院からの地域移行ということも含めてここに書いてある。

まついいんちよう
(松井委員長)

グループホームと障害者用住宅に限定するのではなく、もう少し広く含めたようなニュアンスで表現してほしいということでしょうか。

6. その他

おおすかいいん
大須賀委員より『八王子市内障害者ケアホーム等実態調査報告』について説明があった。

事務局じむきょくより、次回の開催じかい かいさいについて説明せつめいがあった。

7. 閉会へいかい

以上いじょう